

## 京都市都市緑化事業推進連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第2条及び第4条の規定による本市の都市緑化に関する事務事業を総合的かつ効果的に推進するため、京都市都市緑化事業推進連絡会議（以下「緑化推進会議」という。）を置く。

### (構成)

第2条 緑化推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (議長及び副議長)

第3条 緑化推進会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、建設局みどり政策推進室長とし、副議長は、建設局みどり政策推進室公園緑地課長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (緑化推進会議)

第4条 緑化推進会議は、京都市緑の基本計画、市が設置又は管理する公共施設に関する植栽計画、緑の維持管理計画その他の緑化の基準の策定、緑化の事業実績及び事業計画等の事項について協議調整を行う。

- 2 緑化推進会議は、議長が必要があると認めるときに随時招集する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、第2条別表に掲げるもの以外の者を緑化推進会議に出席させ、報告又は意見等を求めることができる。
- 4 議長は、特定の事項について調査、検討を行う必要があると認めるときは、緑化推進会議に必要なワーキンググループを設置することができる。

### (庶務)

第5条 緑化推進会議の庶務は、建設局みどり政策推進室において行う。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、緑化推進会議に関し、必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成6年7月13日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成8年3月28日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成9年3月21日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成9年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月9日から施行する。

## 別表

平成27年9月

	局	部・室	会議の構成員
1	環境政策局	地球温暖化対策室	担当課長
2		環境企画部	環境総務課長
3			環境管理課長
4			環境指導課長
5		適正処理施設部	施設整備課長
6	行財政局	総務部	総務課長
7	総合企画局	市長公室	政策企画課長
8		市民協働政策推進室	市民協働課長
9	文化市民局	地域自治推進室	地域づくり推進課長
10		文化芸術都市推進室	文化芸術企画課長
11			文化財保護課長
12		市民スポーツ振興室	スポーツ企画課長
13	産業観光局	商工部	商業振興課長
14		観光MICE推進室	観光おもてなし課長
15		農林振興室	農政企画課長
16			農業振興整備課長
17			林業振興課長
18	保健福祉局	生活福祉部	地域福祉課長
19		子育て支援部	児童家庭課長
20		長寿社会部	長寿福祉課長
21	都市計画局	都市企画部	都市総務課長
22			都市計画課長
23		まち再生・創造推進室	再生・創造企画課長
24		都市景観部	景観政策課長
25			風致保全課長
26			開発指導課長
27		建築指導部	建築指導課長
28			建築審査課長
29		公共建築部	公共建築企画課長
30		住宅室	住宅政策課長
31	建設局	建設企画部	建設企画課長
32		土木管理部	土木管理課長
33			河川整備課長
34		道路建設部	道路建設課長
35			道路環境整備課長
36		みどり政策推進室	公園緑地課長
37		都市整備部	市街地整備課長
38	区役所	区民部	当番まちづくり推進課長
39	消防局	総務部	庶務課長
40	交通局	企画総務部	総務課長
41	上下水道局	総務部	総務課長
42	教育委員会事務局	総務部	教育環境整備室 担当課長
43		生涯学習部	生涯学習推進課長